

「ゼロカーボン・チャレンジャー」登録実施要領

1 目的

この要領は、ゼロカーボン北海道の実現に向けて自ら取組を実践することを宣誓した事業者を「ゼロカーボン・チャレンジャー」として登録するために必要な事項について定める。

2 登録の対象

登録の対象は、北海道グリーン・ビズ認定制度「優良な取組」部門登録実施要領第5の規定により登録された事業所のうち、ゼロカーボン北海道の実現に向けて別表に掲げる具体的な取組を実践することを宣誓した事業所とする。

なお、別表に掲げる宣誓項目のうち、(1)及び(2)については必ず宣誓しなければならないものとし、(3)～(14)の宣誓項目から少なくとも1項目以上は宣誓するものとする。

3 登録の申請

北海道のホームページ上の指定された申請フォームに必要事項を入力して送信することにより行う。

4 登録の実施

知事は、3による申請があったときは、申請書の記載内容が要件を満たしており、その内容が適当と認められる場合、「ゼロカーボン・チャレンジャー」事業所として登録し、別記第1号様式の宣誓書を作成し送付するとともに、ホームページ上で周知する。

5 登録の変更

4により登録された者（以下「登録事業所」という。）について、登録内容を変更する場合は、次により届け出るものとする。

- (1) 届出は、北海道のホームページ上の指定された申請フォームに必要事項を入力して送信することにより行う。
- (2) 届出を要する登録内容の変更事項は、次のとおりとする。
 - ア 事業所の名称
 - イ 事業所の所在地
 - ウ 代表者氏名
 - エ 宣誓項目
- (3) 4は、登録内容の変更の届出について準用する。

6 登録の辞退

登録事業所が登録を辞退する場合は、別記様式2の辞退届出書を提出することにより行う。

7 登録の有効期間・更新

- (1) 4による登録の有効期間は、その宣誓が行われた時点の『北海道グリーン・ビズ認定制度「優良な取組」部門』又は「さっぽろエコメンバー登録制度」の登録期間とする。
- (2) 登録事業所は、登録の有効期間満了後も引き続き登録を受けようとする場合、有効期間の満了日までに更新をすることができる。

8 登録の取消

登録事業所が次の各号のいずれかに該当するとき、知事は登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 「優良な取組」部門における登録の辞退の届出を行ったとき
- (2) 不正な手段により宣誓の登録をしていたことが判明したとき
- (3) 登録事業所として、ふさわしくない行為があったと認められるとき
- (4) 6の登録辞退の届出を行ったとき

9 宣誓書の再交付

宣誓書の再交付は次により行うものとする。

- (1) 登録事業所が別記第1号様式の宣誓書の再交付を受けたい場合は、別記第3号様式の宣誓書再交付申請書を知事に提出することにより行う。
- (2) 知事は、(1)の申請があったとき、その内容が適当と認められる場合は、別記第1号様式の宣誓書を再交付する。

10 報告

- (1) 登録事業所は、毎年7月末までに前年度の温室効果ガスの排出量及び宣誓した項目の取組実施状況について「事業者排出量簡易報告書」を用いて、道に報告する。
なお、登録事業所は、上記期限に限らず、随時取組実施状況の報告をすることができる。
- (2) 知事は、この要領の施行に必要な範囲において、取組の実施状況等について、登録事業所に報告を求めることができる。

11 実地調査

知事は、この要領の施行に必要な範囲において、取組の実施状況等について、登録事業所の了解を得た上で実地調査を実施することができる。

12 公表等

知事は、登録事業所の取組内容などについて、北海道のホームページ等で公表するほか、広く道民に対して周知するものとする。

13 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4年 5月 6日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5年 5月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6年 4月 1日から施行する。